

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- ・ 報告対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

検証・監察の結果

- (1) 特定秘密の指定
 - ・ 特定秘密の指定66件について適正と認めた。
- (2) 特定秘密の指定の有効期間の延長
 - ・ 有効期間の延長438件について適正と認めた。
- (3) 特定秘密の指定の解除
 - ・ 解除12件（全て一部解除）について適正と認めた。
- (4) 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 36部署による特定秘密の記録とその表示について適正と認めた。
- (5) 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 令和8年3月17日に2件（4部署）、特定行政文書ファイル等の保存について是正を求めた。
 - ・ それ以外の34部署による保存を適正と認めた。
- (6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 内閣官房4件、公安調査庁11件、防衛省634件及び防衛装備庁7件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- (7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - ・ 16部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。

定量的指標

- ・ 説明聴取、実地調査等の回数：120回
- ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：5,474件
（これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ13,332件）

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 令和8年3月に、表示等について、内閣保全監視委員会委員長等に宛てて意見を述べた。
引き続き、当該意見に対する政府の対応を注視していく。
- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。